# 地域公共交通確保維持改善事業について

# 国土交通省総合政策局交通計画課

# 『地域公共交通確保維持改善事業』 ~生活交通サバイバル戦略~(新規) 23年度 305億円

生活交通の存続が危機に瀕している地域等における地域最適な移動手段の提供と、駅のバリアフリー化等移動に当たっての様々な障害を解消

## 地域公共交通確保維持事業

- ・ 存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取組みを、一体的かつ継続的に支援
- ・ 支援にあたっては、運行(航)欠損額の事後的な補填方式から効率化された標準的な事業費等を前提とした事前算 定方式に変更する等により、より効果的・効率的な支援を実施

## 陸上交通

- ・地域特性や実情に応じた地域最適な地域間生活交通 ネットワークと、同ネットワークに密接な地域内の生活 交通等を一体的に、その運行を支援
- ≪事前算定方式等への変更≫
- ≪広域的・幹線的バスの補助要件緩和≫
- ≪幹線交通と密接な一定の地域内バス・ デマンド交通の運行について支援対象 を拡充≫



## 離島交通

- ・島民の生活に必要不可欠な離島航路・航空路の運航を 支援
- ・離島航路の構造改善促進に資する公設民営化のための 船舶建造等を支援
- ≪離島航路:事前算定方式等への変更とともに、全体の 補助充足率や移動環境改善への取組支援を充実≫
- ≪離島航空路:支援に制約のある 特別会計から一般会計へ移行≫



#### 地域公共交通バリア解消促進等事業

#### バリアフリー化

- ノンステップバス、福祉 タクシーの導入を支援
- ・ 旅客船、鉄道駅、旅客 ターミナルのバリアフ リー化等を支援

# 利用環境の改善

バリアフリー化された まちづくりの一環とし て、LRT、BRT、ICカ ードの導入等を支援

# 地域鉄道の 安全性の向上

・地域鉄道の安全性向 上に資する設備の整 備等を支援

# 

#### 地域公共交通調査事業

・地域の公共交通の確 保・維持・改善に資する 調査の支援等





# 地域の計画について~協議会と地域の公共交通に係る計画の関係等について~

# 生活交通ネットワーク計画

# 陸上交通

地域間幹線系統 確保維持計画 (3年計画)

協議会or都道府県等

地域内フィーダー系統 確保維持計画 (3年計画)

協議会or市町村等

離島航路(航空路)

離島航路確保維持計画 (3年計画)

協議会or都道府県等

バリア解消促進等事業 生活交通改善事業計画 都道府県主催協議会 or 市町村主催協議会 or 事業単位協議会

(駅、空港等)

- ※各計画は分野毎に作成することも可
- ※陸上交通に係る計画のうち地域間幹線系統確保維持計画と地域内フィーダー系統確保維持計画を別に作成することも可(この場合、両協議会において計画の情報の共有を行うこと。)
- ※上記中の都道府県・市町村協議会については、事業内容に応じた主催主体の組合わせ等が可能

#### ○地域協議会の考え方

【メンバー】地方公共団体(都道府県・市町村)、関係交通事業者、国(地方運輸局等又は地方航空局)等 (陸上交通及び離島航路の地域公共交通確保維持事業に係る生活交通ネットワーク計画は、関係する 都道府県及び市町村がともに参加)

- ※地域・分野毎の分科会の設置や複数市町村による合同協議会の設置も可能とする。
- ※既存の類似協議会(地域公共交通活性化・再生法の法定協議会等)の活用も可能とする。
- ※住民や利用者の意見を反映させる観点から、住民や利用者の代表を協議会の構成員に加える、アンケートやヒアリングを実施する、公聴会やパブリックコメントを実施する等のいずれかの手順を経て計画を策定することとする。

# 生活交通ネットワーク計画等の記載事項

# 地域公共交通確保維持事業(陸上交通)

#### 地域間幹線系統

- 〇事業の目的・必要性
- ○事業の定量的な目標·効 果
- ○運行系統の概要·運送予 定者
- ○事業に要する費用の総額・負担者・負担額
- ○その他(別表4の基準ハ・ 二関係)

# 地域内フィーダー系統

- ○事業の目的・必要性
- ○事業の定量的な目標·効 果
- ○運行系統の概要·運送予 定者
- ○事業に要する費用の総額・負担者・負担額

## 車両減価償却費等補助を受けようとする場合は、上記に

- ○車両の取得の目的・必要性
- ○車両の取得の定量的な目標・効果
- ○車両取得計画の概要・取得事業者
- ○車両取得の費用の総額・負担者・負担額
- に係る事項を加える。

## 地域公共交通確保維持事業(離島航路)

#### 運営費補助

- ○事業の目的・必要性
- ○事業の定量的な目標·効 果
- ○航路の概要・運航予定者
- ○事業に要する費用の総額、 負担者
- ○事業の改善等に関する事 項

# 構造改革補助

- ○事業の目的・必要性
- ○事業の定量的な目標·効 果
- ○運航を確保・維持するため の改善策等
- ○事業に要する費用の総額、 負担者・負担額

## 地域公共交通バリア解消促進等事業

#### バリアフリー化設備 等整備事業

- ○事業の目的・必要性
- ○事業の定量的な目標·効 <sup>里</sup>
- ○事業の内容・事業実施者
- ○事業に要する費用の総 額・負担者・負担額
- ○計画期間

# 利用環境改善促進等 事業

- ○事業の目的・必要性
- ○事業の定量的な目標·効 単
- 〇事業の内容・事業実施者
- ○事業に要する費用の総 額・負担者・負担額
- 〇計画期間
- 〇その他(別表19関係)

#### 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

- ○事業の目的・必要性
- ○事業の定量的な目標・効果
- ○事業の内容・事業実施者
- ○事業に要する費用の総額・負担者・負担額
- ○計画期間
- ※上記各事業の計画記載事項は、それぞれ、地域間幹線系 統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、 離島航路確保維持計画、生活交通改善事業計画の場合も 同じ。
- ※利用環境改善促進等事業については、LRT整備計画に記載されていない事項を追記書類としてつけることで、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業については、鉄道事業再構築実施計画に記載されていない事項を追記書類としてつけることで生活交通ネットワーク計画に代替可。

# 陸上交通の確保維持事業

地域特性や実情に応じた地域最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間生活交通のネットワークと当該ネットワークのフィーダーとして高齢者等の生活を支える地域内の一定の生活交通等の運行について一体的に支援する。

#### 〇地域間幹線系統

・ 地域間幹線バス系統のうち、一定の要件を満たし、赤字が見込まれる系統であって、生活交通ネットワーク計画(※1)に位置付けられたものについて、国が事前算定による予測収支差の1/2を補助



主な補助要件(\*補助要件については、適宜適切に見直しを行う。)

- ・ 生活交通ネットワーク計画に記載(都道府県単位)
- ・ 従前の地バス補助の要件緩和 (距離要件(10km要件)の廃止、複数市町村の 判定時点を平成13年3月31日に緩和)
- ・ 事前内定方式(※2)への変更

※補助対象事業者:一般乗合旅客自動車運送事業者

# 〇地域内フィーダー系統

・ 地域間幹線バス系統等と密接な地域内のフィーダー路線のうち、過疎地域等の移動の確保に資するなど一定の要件を満たし、赤字が見込まれる系統であって、生活交通ネットワーク計画(※1)に位置付けられたものについて、国が事前算定による予測収支差の1/2を補助

※補助対象事業者:一般乗合旅客自動車運送事業者 自家用有償旅客運送者 主な補助要件(\*補助要件については、適宜適切に見直しを行う。)

- ・ 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統な ど過疎地域をはじめとする交通不便地域の移動確 保を目的とするもの
- 生活交通ネットワーク計画に記載(市町村単位)
- ・ バス停共有等により幹線交通と接続しているもの
- 新たに運行を開始、又は新規に地方公共団体が 支援を開始する系統

# 補助の上限

- ・ 地域内生活交通への補助総額は、地域間生活交通への補助総額の50%以内
- ・ 各市町村ごとの補助額は、上記総額の範囲内で、 市町村ごとの状況に応じて設定される想定上限額 の範囲内で実費を補助

(※1) 生活交通ネットワーク計画:地域の協議会の議論を経て策定される補助対象ネットワーク交通等に関する計画 (※2) 事前内定方式:国は事業開始前に事業内容の妥当性(標準的な経費等)を確認して補助額をあらかじめ内定

12

# バリアフリー化・利用環境改善促進等の補助対象事業

#### 主な補助対象事業(赤字は新制度の補助率)

#### バリアフリー化事業

 ○既存鉄軌道駅のバリアフリー化
(バリアフリー化設備、待合・乗換設備、 情報案内設備、HP制作等)
※鉄道バリアフリー補助 1/3 ⇒ 1/3

○既存バスターミナル、タクシー乗り場のバリアフリー化 (バリアフリー化設備、待合・乗換設備、 情報案内設備、HP制作等)⇒ 1/3(新規)

〇ノンステップバス・リフト付バス(車両購入・改造)の導入 ※自動車バリアフリー補助 1/4又は差額の1/2

⇒ 1/4又は差額の1/2

○福祉タクシーの導入

(車両購入・改造、共同配車センター関係設備等) ※自動車バリアフリー補助 購入1/2、改造1/3 ⇒ 1/3(共同配車センターの設立を要件としない)

○既存航空旅客ターミナルのバリアフリー化 (バリアフリー化設備、待合・乗換設備、 情報案内設備、HP制作等)

⇒ 1/3(新規)

#### バリアフリー化事業

○既存旅客船ターミナルのパリアフリー化 (パリアフリー化設備、待合・乗換設備、情報案内設備、HP制作等) ⇒ 1/3(新規)

○既存船舶のバリアフリー化、高度バリアフリー化船の導入 (既存船舶のバリアフリー化改造、高度バリアフリー化船の建造・改造) ⇒ 改造費又は通常バリアフリー化船との差額の1/3(新規)

#### 利用環境改善促進等

○鉄軌道駅の生活支援機能施設の整備 ※鉄道バリアフリー補助 1/3 ⇒ 1/3

OLRTシステムの整備 (車両購入、停留所整備等) ※LRT補助1/4 ⇒ 1/3 OICカードシステムの整備 (システム開発、設備整備等) ⇒ 1/3(新規)

○BRTシステムの整備 (車両購入、停留所整備等) ⇒ 1/3(新規)

○バス等ロケーションシステムの整備 (システム開発、設備整備等)⇒ 1/3(新規)

○離島航路(地域公共交通確保維持事業の対象外の離島航路で離島住民 の運賃割引を行う者)の船舶建造等

⇒ 1/10(新規)

ただし、離島住民の運賃割引に必要な経費の1/2以内

19